



total agent inc.

## News Letter Vol.3

報道関係者各位

2016年5月13日

株式会社トータルエージェント

### 生前に遺言書作成していないと「相続」が「争続」に 「終活」を考える単身高齢者からのご相談件数が急増

株式会社トータルエージェント（本社：神奈川県川崎市宮前区、代表取締役社長：高木優一）が提供するラジオ番組「ラジオ版・不動産・相続お悩み相談室（かわさき FM 79.1MHz 毎週木曜日、15:20～16:00 かわさき DOWNSTREAM 内放送）」では、毎回各分野の専門家を招き、不動産と相続問題を中心に地元に着した情報をお届けしています。News Letter では、これまで放送した内容のなかで、特に反響をいただいた放送回の内容をご紹介します。

#### ● 被相続人は遺言書作成、執行人の選定は相続人に対する生前の最低限のマナー

ゲスト：菱田 陽介司法書士（菱田司法書士事務所副所長）

テーマ：最近増加傾向にある単身高齢者の相続事例について

最近「終活」という言葉がよく登場するように、相続に対しての関心が高くなってきているようで、高齢者からの自身の相続についての相談が多く寄せられていると東京大森で八十余年、四代目司法書士の菱田陽介氏は語ります。「みなさん漠然とした不安があるようだが、主なポイントは税金と紛争防止、相続税については平成 27 年の改正により相続税の課税対象者が増えたため、多くの相談を受けるようになった。」



現在の法律では配偶者なら何分のいくつ、子供ならいくつという法定相続分が決まっているので、相続発生後は自動的に権利が移転すると思われている方が多いがそうではなく、あくまでも法律が決めた権利の持分が主張できる状態というだけで、遺産分割協議という相続人全員参加の協議により合意が成立しない限り、確定的に相続分は自分のものにならないそうです。

つまりは被相続人名義の預金の払い戻しも受けられないし、不動産の名義も変えられないということ。この法定相続分が実はやっかいなことになることが多いということです。法律が決めた持分と各ケースでの相続人の感情や状況がマッチしないことが多いのであるというのは当たり前で生前に親からマンションを買ってもらった子、留学させてもらった子、介護をした子、何もしない子に対し「みんな平等の権利があるから仲良く話合って遺産を分けてくださいね。」というのでは相続発生後トラブルが起きるのは必至。これがまさに何も準備されていない「相続」なのです。

相続は誰かが得をしたら誰かが損をする関係であるから、当然スムーズに話し合いが進むはずがない。統計から見ると最近では遺産分割の話し合いが整わずに、裁判所で調停をする件数も増加していると菱田氏は語りました。それだけ、個々の権利意識が強くなってきたのか、相続人も老後の準備のために少しでも資産が欲しいというたなのでしょう。また、調停により遺産分割協議が終了するまでは平均で約1年かかっているそうです。

今後は高齢化が進むにつれ相続件数も増えるので、調停件数も増加するであろうと菱田氏は言います。それを避けるには最低限の準備として遺言書、できれば公正証書遺言を用意することが望ましく、遺言書で遺産の分割内容と執行者が定められていれば、遺産分割協議を開くこと無く、遺産は相続されるそうです。「うちの家族は仲良しだから大丈夫」という方が多いのだが、実際には紛争になることが多くなってきているそうです。

よく考えられた遺言書は必ず相続人を助けになるものであり、ここに費用を惜しんではいけない。仕事の申し送りと同じく、財産も引き継がせるもので、紛争の原因にしてよいものではない。遺言書を準備することはもはや家族や相続人へのマナーと考える時代になったと菱田氏は最後に結びました。

- ・遺言書作成は相続人に対しての最後のラブレター
- ・個人情報保護法が厳しい今、遺言書がないと被相続人の預金解約も容易に出来ない。
- ・うちの息子たち、娘たちは大丈夫という考えは甘い。

■かわさき FM「不動産・相続お悩み相談室」の過去の放送は Youtube でも配信中！



菱田陽介氏が登場した回の放送は、以下のリンクよりご覧いただけます。

<http://www.fudosan-consulting.jp/radio/20141112.html>

ラジオ版「不動産・相続お悩み相談室」 <http://www.fudosan-consulting.jp/radio/>

## ■ 和而不同（わじふどう） ～代表高木の視点～

不動産コンサルティングのご相談中、度々思うことが「何故被相続人は遺言書を作成しなかったのか？」ということです。子というのは親という重石がなくなった時に本音や今まで思っていた鬱積が爆発する場合があります。幼稚な例で言えば、私の依頼者で過去に子供の時の夕食時のコロケの枚数を話題に出し、大喧嘩し始めた60代の兄弟がいた位です。

実は遺言書がないと今の時代、個人情報保護法の関係上、金融機関もご親族であったとしてもご本人でないという理由で預金の解約にすら応じてくれないのです。しかし、遺言書に一文あれば預金の解約は容易に出来る。遺言書には遺産分割だけでなく、こういう効力もあるのです。

実は弁護士の中には遺言書作成をよく思わない方もいらっしゃいます。遺言書があることによってトラブルが減少するからなのですが、私はその背景が分かっている以上、問題を未然に防ぐことの出来る相続人への最後のラブレター作成をお勧めしたいのです。本来であれば代書業である司法書士や行政書士がもっとメディアを利用し、宣伝すべきだと思いますが、そのあたり弁護士に気を使っているのか、はたまた大人の事情なのだから分かりませんが、一般の方には残念ながら定着しているとは言い難いです。特に最近単身高齢者のご相談事案が増えてきている以上、不動産の処分はもとより、預金の解約、財産の寄付先など生前に行っておくことは多いわけで、今流行りの「終活」において、我々の様な遺言書作成を積極的に推奨する士業とタッグを組んで行うビジネスモデルは一般の皆様にとって欠かせない存在であると自負しております。



### 和而不同（わじふどう）

人と仲良くするが、いたづらに同調するようなことはしない、ということを表す四字熟語

出典は『論語』子路篇 「子曰く、君子は和して同ぜず。小人は同じて和せず」

### 【会社概要】

社 名： 株式会社トータルエージェント  
代 表： 代表取締役 高木優一  
本社所在地： 神奈川県川崎市宮前区野川 1085 グリーンフィールド石川 1 階  
U R L： 株式会社トータルエージェント <http://www.totalagent.jp/>  
事 業 内 容： 不動産コンサルティング（売買・仲介） 免許番号 神奈川県知事（2）第 27213 号  
専 門 家 一 覧： 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー、  
宅地建物取引士 など

### 本件に関するお問い合わせ先

株式会社トータルエージェント

担 当：代表取締役 高木優一

電 話：044-982-0228 携帯：090-2741-5403

E-mail：takagi@totalagent.jp

株式会社トータルエージェント PR 事務局

担 当：岩田千秋

電 話：03-5411-0066 携 帯：090-3529-0593

E-mail：pr@real-ize.com